

えきまえテラス

利用の手引き



令和8年（2026年）4月

八王子市

拠点整備部 市街地整備課



I えきまえテラスの概要

1. えきまえテラスについて

令和4年(2022年)3月に八王子市が改定した「旭町・明神町地区周辺まちづくり構想」では、目標を「賑わい・憩い・交流」とし、えきまえテラスを含む旭町・明神町地区は八王子の玄関口としてのまちづくりを進めることとしました。また、えきまえテラスについて、「産業交流センター(東京たま未来メッセ)と連携し、様々な分野で地域資源を活用したイベント・チャレンジの促進や憩いの空間形成など、多様なアクティビティを促すソフトも備えた都市型広場を整備する。」と取組方針を示しました。

この構想の実現に向け、えきまえテラスにおいて、イベントや市民活動、日常使用の中で、様々なことにチャレンジできる空間形成を進めていきます。また、管理・運営についても、市民との連携を図るなど、市民の皆様と協働のまちづくりに貢献するための拠点としてえきまえテラスを運営していきます。

2. えきまえテラスの概要

(1) 所 在 : 八王子市旭町13番18号(旧八王子市保健所)

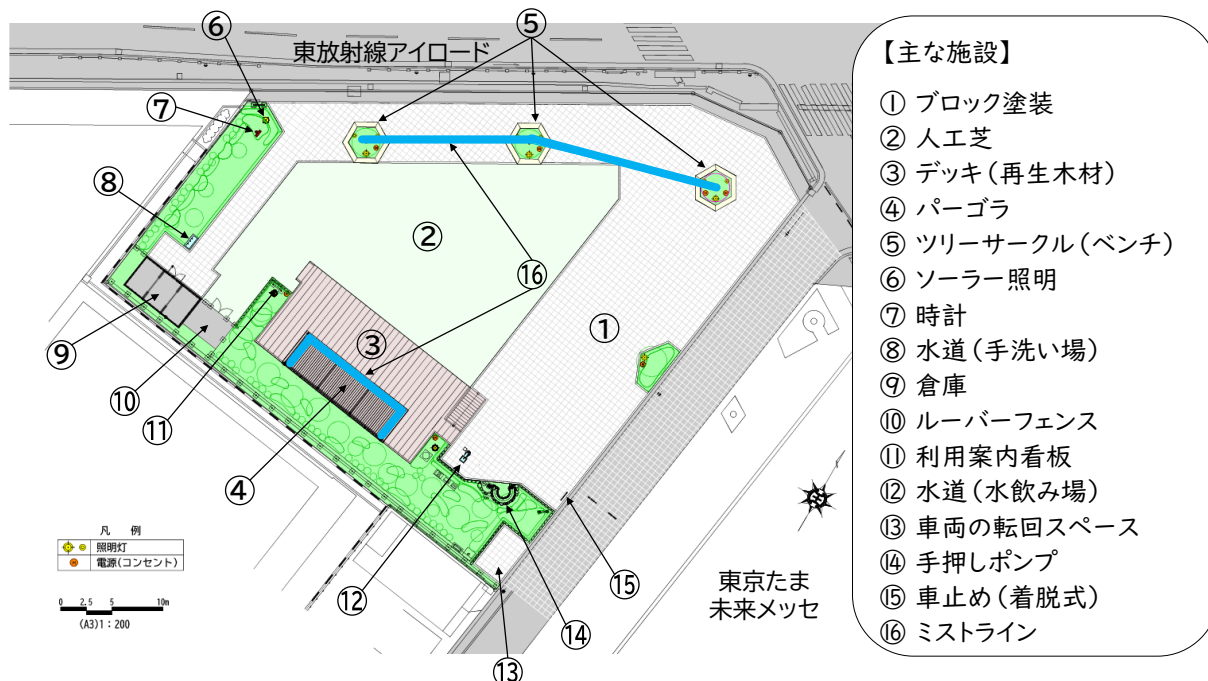
(2) 面 積 : 約1,997㎡(貸出部分面積 : 950㎡)



(3) 主な施設・設備

主な設備として下図に示すもののほか、無料wi-fiを設置しています。
(接続数に上限があるため、混雑時はつながりにくい場合があります。)

【施設配置図】



3. 利用上の注意

いかなる場合でも、次の行為での利用はできません。

- 法令や公序良俗に反する行為
- 宗教、思想等に関する行為
- 特定の個人・企業・団体・民族などへの中傷や攻撃を助長するおそれがある行為
- 青少年の健全育成にとって有害となる行為
- 施設、設備等をき損、汚損するおそれのある行為
- 騒音、大声を発する行為
- 敷地内での喫煙(周辺道路での喫煙も条例で禁止されています)
- ごみや汚物の投棄や、悪臭を発生させる行為
- 植物の採取や樹木の伐採
- 暴力団その他反社会的勢力の利用
- 他の利用者や近隣住民、周辺道路の歩行者・車両の迷惑になる行為
- その他、管理運営上、支障があると認められる行為

Ⅱ 一般利用

1. 利用時間

- えきまえテラスは24時間開放です。
- 近隣住民や他の利用者に配慮した利用をお願いします。

2. 利用上の注意

えきまえテラスを利用する全ての方が心地よく利用できるようにご協力ください。

一般利用では、次の行為での利用はできません。

- 火気の使用
- 自動車・自転車・オートバイの乗入れや駐車・駐輪
(自転車・オートバイは、「八王子市自転車等の放置の防止に関する条例」に基づき、撤去します)
- 許可を得ずに、一部又は全部を占有する行為
- 貼り紙や看板の設置
- 動物を連れての立入り
- スケートボードの使用
- 硬いボールやバットの使用

3. 注意事項

- 利用許可を得て、えきまえテラスを利用する方(占有利用者)には場所をお譲りください。

Ⅲ 占用利用

Ⅲ-1 占用利用の概要

《目次》

- 1. 占用利用を必要とする行為について..... 4
- 2. 利用可能時間..... 4
- 3. 利用料金..... 5
- 4. 使用可能な区域、設備の配置..... 6
- 5. 利用上の注意..... 7

1. 占用利用の許可を必要とする行為

えきまえテラスで次の行為をしようとする場合は、利用の許可を得てください。

- 物品販売業としての写真撮影その他営業行為を行うこと
- 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しを行うこと
- 募金、署名運動その他これらに類する行為を行うこと
- 広告物を掲げ、又は散布を行うこと
- その他、場所を占有する行為

2. 利用可能時間

(1) 利用許可時間：9:00～18:00

- 設備の管理等で貸出しを中止する場合がありますので、事前にご確認ください。
- 利用時間は下表のとおり、3時間単位での貸出しとなります。
- 利用時間には、準備・片付けの時間を含みます。

午前	午後A	午後B
9:00～12:00	12:00～15:00	15:00～18:00

- 許可を受けた時間と連続し、近隣住民等、周囲からの理解が得られる利用については、やむを得ない場合のみ許可時間以外の利用を〈午前〉は1時間単位で繰り上げ、〈午後B〉は1時間単位で延長して許可することがあります。

《例》 午前 7:00～12:00 → ○ , 9:00～14:00 → ×
午後A 繰り上げ、延長 → ×
午後B 15:00～20:00 → ○ , 13:00～18:00 → ×

3. 利用料金

(1) エリアごとの貸出し

エリアごとの貸出しを基本とします。

区分	単位	利用料(金額)	
		公共的団体 ※	その他
舗装エリア	3時間あたり	4,700 円	5,800 円
人工芝エリア	同	6,500 円	8,100 円
デッキエリア	同	2,600 円	3,300 円

《参考》 全エリア・全時間帯で占有利用する場合の料金：51,600円(公共的団体以外)

- ※ 小規模利用を含め、公共的団体が公共用又は公益事業を行う場合の利用料は無料です。
- ※ 公共的団体とは、市が行う事業の補助、協力的な役割を担う団体等をいいます。詳しくはお問い合わせください。
- ※ エリアごとの貸出しについて、占有利用申請をしていないエリアを他の団体が利用する場合があります。

(2) 小規模利用(20㎡以下)

20㎡以下の利用については、20㎡の小規模利用を認めることとします。(20㎡を超える利用の場合は、エリアごとの貸出しになります。)

単位	利用料(金額)	
	公共的団体 ※	その他
20㎡、3時間あたり	300 円	400 円

(3) 利用料の還付

既納の利用料は還付しません。ただし、次の場合は還付する場合があります。

- 利用日の30日前以前のキャンセル
- 天候その他、不可抗力により利用することができない場合
- 管理者側の都合により許可が取り消された場合

4. 使用可能な区域、設備の配置

- エリア単位で利用許可を受けてください。(複数エリアの利用も可能です。)
 - 利用可能な範囲はデッキエリアが茶色の枠線・人工芝エリアが緑色の枠線、舗装エリアが黒色の枠線で囲われた部分となります。範囲外の利用はできません。
 - 集客が見込まれ、申請エリア以外にも利用者の滞留が想定される場合には、利用者のためのスペースも申請してください。
 - 20㎡以下の利用については、小規模利用として許可しますので、利用希望位置を図面に示してください。
 - 下図の「●(オレンジ)」の位置に電源(コンセント)がありますので、許可を受けて使用してください。(許容能力を超える利用の場合など、使用をお断りする場合があります。)
 - 下図の「●(青色)」の位置に水道がありますので、許可を受けて使用してください。
 - 下図の「●(桃色)」の位置に雨水と地下水を利用した手押しポンプがあります。(飲用水としては利用できません。)
- ※ 調理器具など、利用者が持ち込んだものの洗浄、清掃には利用しないでください。
- 許可を得た車両は下図の車止めを外してえきまエテラスに乗入れてください。
- ※ 人工芝・デッキエリアへの車両の乗り入れ、および、舗装エリアへの車両重量4t以上の車両の乗り入れは禁止です。
- ※ 設備配置図における赤斜線の範囲への、車両の駐車は禁止です。
- 下図の「●(緑色)」の位置にルーバーフェンスがあり、貸出備品が置かれています。
- ※ 備品の貸出しを希望する場合は、その旨を申請書に記載してください。ルーバーフェンスは、南京錠で鍵をかけていますので番号をお伝えします。

【設備配置図】



5. 利用上の注意

次の行為での利用はできません。

- 利用目的・許可内容(利用方法・利用区域等)以外での利用
- 当施設の利用の全部又は一部を第三者へ譲渡・転貸すること
- 人工芝・デッキでの火気の使用
- その他、利用上不適切な行為

※上記の行為が明らかとなった場合は、次回以降の利用を認めない場合があります。

Ⅲ-2 占用利用の手続きの流れ

1. 申請・相談窓口

(1) 申請・相談窓口

- 一般財団法人 八王子市まちづくり公社
- 住所：八王子市旭町13番17号（3階）
- 電話：042(644)7611(代表)

(2) 受付時間

- 平日の9:00～12:00、13:00～17:00
（12月29日から1月3日までの年末年始を除く）

2. 事前登録

- 「一般財団法人 八王子市まちづくり公社」に来社し、利用登録申請書に必要事項を記載し、利用登録を行ってください。
- 利用登録申請の際は、ご本人確認ができる証明書等を確認させていただいたうえで、内容に問題がなければ、無料で「証明書」を発行します。
- 証明書の有効期限は5年間です。

3. 事前相談・予約

(1) 予約開始日

- 利用する日の3か月前の日が属する月の1日から受付を開始します。
- 原則として、利用する日の7日前まで受け付けます。
- 受付開始日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、翌営業日からの受付です。
- 20㎡以下の小規模利用は、利用する日の30日前から受け付けます。
- 八王子市が主催・共催する事業や、隣接する東京たま未来メッセと連携した事業など、受付開始日の前に先行予約を受け付けることがあります。

(2) 予約の方法

- 予約開始日の9:00に利用予約にお越しいただいた方について、予約が重複した場合は、次の基準を考慮し、選考させていただきます。

【選考基準の優先順位】

- ① 公共的団体又は、その関連する団体の利用
 - ② 利用範囲（全面利用・複数エリアの利用を優先）
 - ③ 利用日数（連続する複数日の利用を優先）
 - ④ 利用内容の公共性や、まちの賑わい創出への影響
- それ以降は、八王子市まちづくり公社に空き状況を確認のうえ、仮予約をしてください。
 - 利用料の支払いまでは仮予約の扱いになります。
 - 小規模利用についても、予約が重複した場合は選考させていただきます。
 - 小規模利用は1つのエリアにつき、最大で2団体まで利用が可能です。3団体以上が同時に利用することはできません。

(3) 利用の変更や取り消し

- 利用日の変更を行う場合は原則として利用予定日の7営業日前までに、利用の取り消しを行う場合は、原則として利用予定日の3営業日前までに連絡してください。それ以降の変更や取り消しは受け付けません。

4. 関係機関への届出

- 利用者は、法令を遵守し、関係機関が定める期日までに必要な届出・許可申請等を行ってください。

《 主な関係機関 》

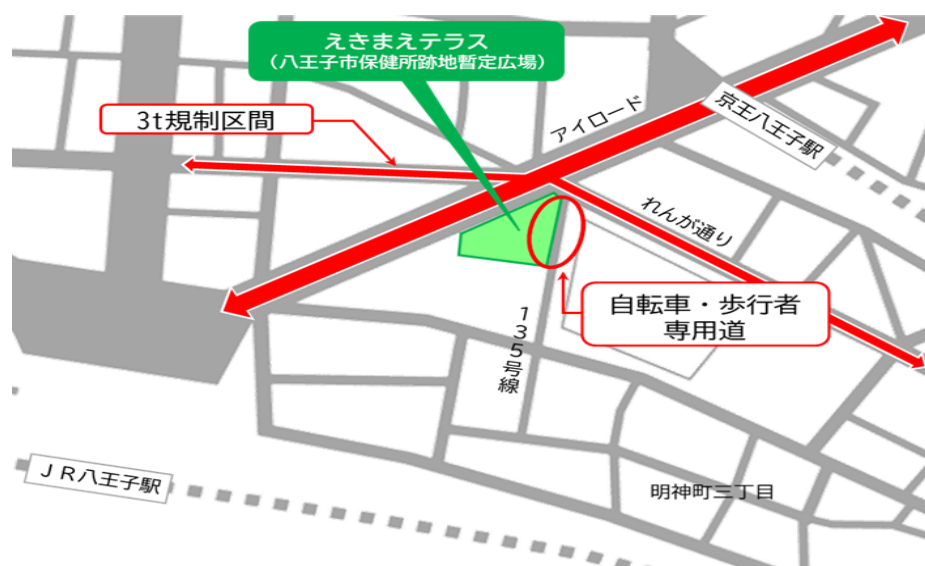
◇ 東京たま未来メッセ

- ・ 利用承認書(会議室のみは不可)…一体的利用の場合

◇ 八王子警察署(交通管理者)

- ・ 市道八王子135号線 通行禁止区間の通行許可申請
- ・ 周辺の重量3t規制道路の通行許可申請

※ 規制区間は下図を参照ください。



◇ 八王子市

(ア)保健所

- ・ 飲食物等の販売に係る許可申請
- ※火気の使用を伴う調理等は舗装エリアのみ可能です

(イ)まちなみ整備部まちなみ景観課

- ・ 屋外広告物に関する許可申請

(ウ)道路交通部管理課(市道八王子135号線の通行許可を受けた場合)

- ・ 車止めの鍵の借用申請

- 上記届出書類を関係機関に提出後、関係機関の許可を得た届出書類の写しを利用申請書に添付してください。

- 関係機関の許可が遅れる場合は、利用申請書を提出する際にご説明ください。
※ 万一、届け出の不備により開催ができなくなった場合において、市は責任を負わず、利用料についても還付しません。

5. 利用申請書

(1) 利用申請書の提出

- 通常利用の場合は仮予約後、2週間以内に「占用利用許可申請書」および必要書類を提出してください。
- 2週間を超過した場合は仮予約が取り消されますのでご注意ください。
- 小規模利用の場合は、利用日の7営業日前までに「占用利用許可申請書」および必要書類を提出してください。

(2) 利用申請書の添付書類

- 企画書（必要な内容が記載されたもの）
- 関係機関の許可書の写し
- たま未来メッセの利用承認書（先行予約する場合）
- 別紙 チェックリスト

※ 提出書類の詳細については、チェックリストをご確認ください。

申請書類は、八王子市まちづくり公社のホームページからダウンロードができます。

6. 占用利用許可書の発行及び料金の支払い

- 占用利用許可申請書を審査のうえ、内容に問題がない場合は、1週間から2週間程度で許可証を発行します。
- 利用料は公社窓口で現金でお支払いください。支払い後に許可証をお渡しします。
- 利用する日の31日前までに利用料のお支払いがない場合は、仮予約が取り消されます。（利用申し込みが利用する日の31日前以降の場合は、窓口でご相談のうえ、速やかに利用料をお支払いください。指定した日までに支払いがない場合は、仮予約を取り消します。）
- 小規模利用において、公社が指定した支払日までに料金の支払いがない場合は、仮予約が取り消されます。

7. えきまえテラスの使用前

- ポスターなどの掲示をご希望するものがありましたら、えきまえテラス内の利用案内看板に掲示しますので、事前にお持ちください。（A4サイズまで）
- 車を乗り入れる場合は、車止めの鍵番号を、3営業日前を目安にお問い合わせください。
- 事前に利用する電源位置が記載された図が含まれた企画書を提出してください。（提出がない場合は通電作業ができませんので、コンセントの利用ができなくなります。）

- 使用により施設や設備に損傷等が生じた場合は、復旧にかかる費用を負担していただくこととなりますので、事前に使用する場所の写真を撮影しておいてください。

8. えきまえテラスの使用

- 必ず許可を受けた場所、時間、目的等を守ってください。
- デッキや人工芝などの、設備を傷つける可能性がある場合は、養生を行ってください。
- 施設や設備に破損・異常があった場合は、速やかにご連絡ください。（連絡先は「利用案内看板」に記載してあります。）
- 必ず利用の許可書を携帯してください。
- 本市職員又は、八王子市まちづくり公社職員が立ち入り検査を行う場合があります。

9. えきまえテラスの使用後

- えきまえテラスを利用した直後に利用した場所の写真を撮影してください。
- 利用から2週間以内に、利用実績報告書を提出してください。（利用実績報告書の提出がない場合は、次回以降の利用を認めない場合があります。）
- 施設や設備に破損等が発見された場合は、利用前後の写真を確認させていただく場合があります。

10. 利用料の還付

- 利用料の還付を希望する場合は、利用予定日から2週間以内に占用利用料還付申請書（第5号様式）及び請求書を提出してください。

※継続して2日以上の利用を予定している場合は、最初の日を利用予定日とします。

Ⅲ-3 占用利用の注意点

1. 利用内容・目的

- 許可を受けた内容を理解のうえ、目的に沿った利用をお願いします。

2. 運営体制

(1) 主催者の責任

- 許可を受けた区域、内容、注意事項を遵守してください。
- 使用後は清掃し、活動前の状態に戻してください。
- 活動中もゴミ拾い等、えきまえテラスの美化に協力をお願いします。

(2) 安全管理・事故防止

- 活動中は安全に配慮してください。
- 緊急時の対応計画を作成し、事前にスタッフ等に周知してください。
- 万一、占用利用中又は占用利用に起因する事故が発生した場合は、関係機関に連絡・調整のうえ、責任・誠意をもって対応してください。
- 占用利用中に発生した事故等について、市は一切の責任を負いません。

(3) 一般利用者・周辺住民への配慮

- 近隣には住宅があるため、音や煙、臭いには十分配慮してください。
- 近隣住民・町会に対して、利用内容の周知や承諾をお願いする場合があります。

(4) 公共交通機関の利用促進

- えきまえテラスには駐車場がありませんので、公共交通機関の利用を促進してください。
- 車での来場が予測される場合は、近隣の駐車場を案内してください。

3. えきまえテラスの利用

(1) 仮設トイレ

- 飲食を伴うイベントなどでは、仮設トイレの設置やえきまえテラス内に掲示している公共トイレを案内するなど、参加者や周辺施設に配慮してください。
- アルコールの提供を伴うイベントについては、事前に相談をしてください。
- イベント開催時におけるトイレの案内については、民間商業施設等の迷惑にならないよう、えきまえテラス内に掲示している公共トイレを案内・ご利用ください。

(2) 清掃

- 許可を受けてイベント等で利用した区域に限らず、えきまえテラス全体の清掃・美化にご協力をお願いします。

(3) 飲食提供に伴う対応

- 必要となる関係機関の許可を受けたうえで、利用の申請をしてください。
- 調理器具など、汚れたものをえきまえテラス内で洗わないでください。

- 調理等で生じた汚水はえきまえテラス内に流さないでください。
- 飲食物を提供する際に、油などの汚れが付着しないよう対策を講じてください。

(4) 車両の乗入れ

- 許可を得た場所以外への車両の乗入れは禁止です。
- 車両の進入については、れんが通り及び東放射線アイロード側からの進入は禁止です。必ず市道八王子135号線側から進入してください。
- 主催者に限らず、参加者を含む関係者がオートバイ・自転車等の乗入れ、駐車・駐輪した場合は注意してください。
- 許可を受けた車両は、6ページの【設備配置図】の車止めを外してえきまえテラスに乗入れてください。
- 車両の乗り入れ、退出の時以外は、必ず車止めを設置してください。
- 荷物運搬用の車両は作業終了後、近隣の駐車場へ移動してください。

(5) 機材の搬入・搬出

- 機材や荷物の搬入・搬出は、周辺道路に車両を停車して行わず、必ずえきまえテラス内で行ってください。
- 一時的な人の乗り降りや機材の積み下ろしについても、周辺道路に車両を停車させないでください。

(6) 設備の利用

- 施設内電源設備の性能はコンセント1箇所(2口、3ピン対応)あたりそれぞれ1500W(100V、15A)となります。
- 1500Wを超える利用及びキッチンカーでの利用は禁止します。
- 容量を超え、ブレーカーが落ちた場合は、占用時間内の復旧はできません。
- 水道はホースを繋ぐなどして、独占的に使用しないでください。

(7) エリア内の装飾等について

- 利用可能範囲外には装飾等を設置することはできません。
- デッキの屋根から物を吊るす形で装飾をすることはできません。

(8) ミストシャワー

- 夏季の間、ミストシャワーが稼働します。ミストシャワーの稼働を踏まえた、イベント利用をお願いします。

(9) キッチンカー

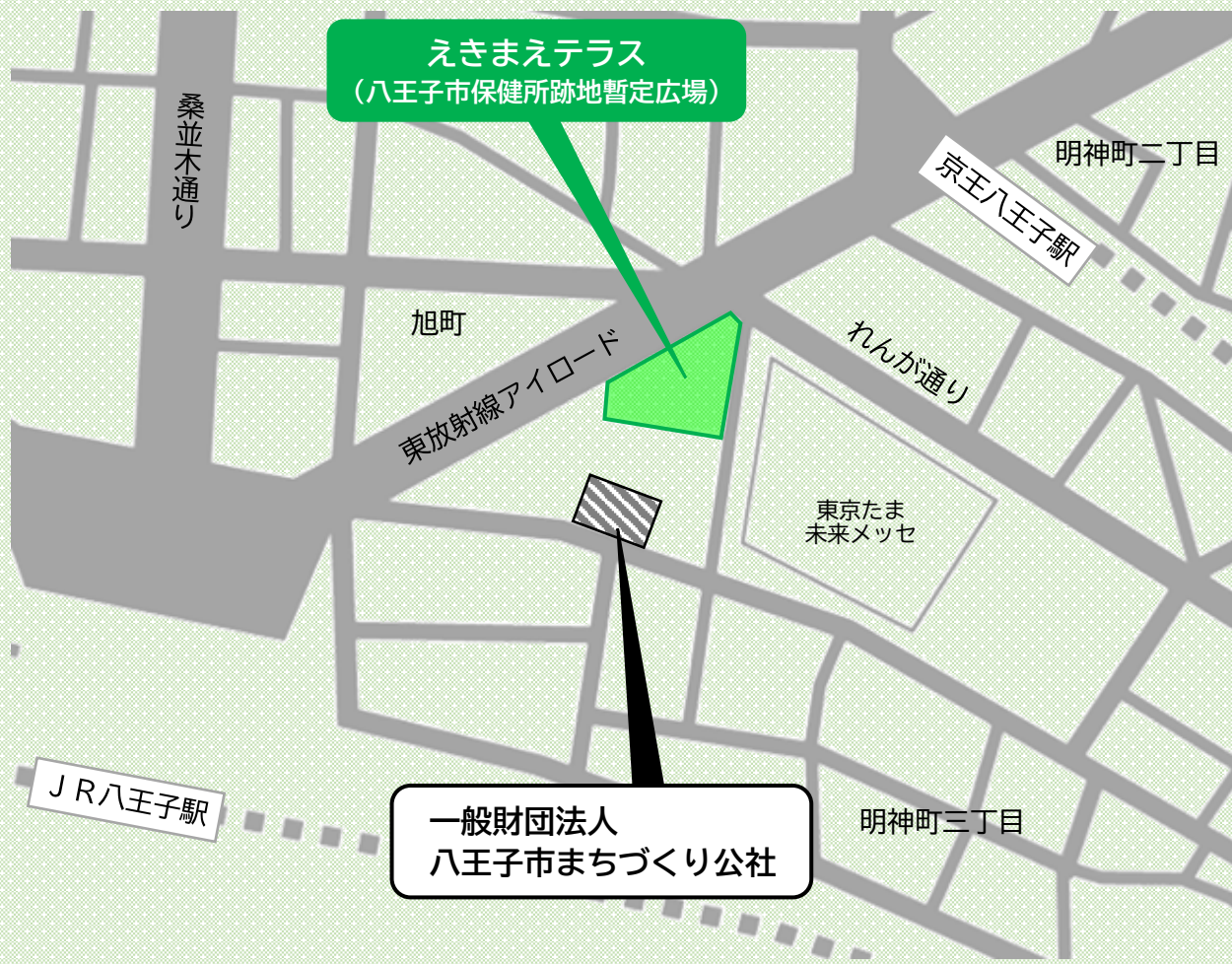
- キッチンカーの利用者が東京たま未来メッセとの間の道路(市道八王子135号線)に並ばないよう、キッチンカーのカウンターの向きを調整してください。

(10) その他

- 参加者や関係者が、喫煙や許可を得ずに動物を携行するなどの禁止行為を行った場合は、注意を促してください。
- えきまえテラス内に限らず、周辺の道路、東京たま未来メッセ、民間駐車場などでの

喫煙も禁止です。

- 舗装エリアなどにある枳は雨水を流すためのもののため、絶対に汚水を混入させないでください。
- 音出しを伴うイベントについては、周辺住宅への周知をお願いする場合があります。
- 複数日の利用において、やむを得ず物品を設置し続けることを希望する場合は、夜間の利用申請を行うとともに、警備員を配置してください。



【問い合わせ先】

一般財団法人 八王子市まちづくり公社

〒192-0083 八王子市旭町13番17号 (3階)

電話：042(644)7611(代表)

FAX：042(644)7614

窓口対応時間：平日の9:00~17:00 ※12:00~13:00を除く
(12月29日から1月3日までの年末年始を除く)

